施設及び施設における物品の貸出に関する規程

〇制　定　　（平成２４年１月３１日　理事会）
〇第１回一部改正（平成２８年３月２４日　理事会）
〇第２回全部改正（平成３１年１月３１日　理事会）

社会福祉法人
大　川　市　福　祉　会

施設及び施設における物品の貸出に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会（以下「本会」という。）が所有する施設及び各種物品の貸し出しに関し定める。

（貸出対象）
第２条　施設及び施設の物品（以下「貸出物品等」という。）の貸し出しを受けることができるものは事業の管理者が認める団体等とする。ただし、車両及び施設の貸し出しについては施設長が認める団体等に限る。

（貸出物品等）
第３条　貸出物品等は、別表貸出リストに登載されているものに限る。

（貸出申請）
第４条　貸出物品等の貸出しを受けようとするもの（以下「借受人」という。）は、借用申込書を理事長に提出しなければならない。
２　前項の申請は、使用日の７日前までに行わなければならない。

（交付）
第５条　管理者（車両及び施設にあっては施設長（以下同じ。））は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その要否を決定をする。

（貸出期間）
第６条　　貸出物品等の貸出期間は、１週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、１週間を限度としてその期間の延長をすることが出来る。

（貸出物品等の返還）
第７条　借受人は、次の各号該当する場合は、管理者に貸出物品等を返還しなければならない。
（１）前条の貸出期間を満了した場合
（２）貸出物品等の利用を中止した場合
（３）貸出物品等を損傷した場合

（物品等の紛失）
第８条　借受人は、貸出物品等を紛失した場合は、速やかに管理者にその旨を連絡しなければならない。

（費用負担）
第９条　貸出物品等の貸出使用料は、別に定める。
２　借用した貸出物品等の維持管理に要する経費及び借用した期間中に物品を損傷した場合の修繕費は、借受人が負担しなければならない。
３　借受人は、故意又は過失により当該貸出物品等を紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者は情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（譲渡等の禁止）
第１０条　借受人は、貸出を受けた貸出物品等を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

（事故責任）
第１１条　貸出物品等の使用によって生じた事故等に関しては、本会は一切の責任を負わない。

（違反に対する措置）
第１２条　この規程に違反したとき、または、貸出物品等の取扱上の注意並びに助言に従わない場合は、管理者の判断により貸し出しを停止することができる。

（委　任）
第１３条　この規程に定めるもののほか、貸出物品等の貸出しに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。